

平成28年熊本地震に係る転入学の特別措置に関するQ & A

問1 平成28年熊本地震に係る転入学の特別措置とはどのようなものですか。

回答 この度の熊本地震では、広域にわたり甚大な被害がありました。どのような状況であろうと、子どもたちの学ぶ権利を保障していく見地から、高知県立高等学校においても転入学について柔軟に受け入れを進めていこうとするものです。

問2 高知県の県立高校のことをよく知りませんが、転入先の高校はどうなりますか。

回答 今回の転入学の特別措置は、一時的な転入学であると考えていますので、転入先の高校は、転入学を希望している生徒と面談のうえ、県教育委員会が決定します。

問3 在籍していた高校に戻ることはできますか。

回答 転入学の手続きは必要になりますが、地元の高校に戻ることはできます。今回の転入学については特別措置であり、一時的な転入学であると考えていますので、地元に戻るができるようになりましたら、その時に在籍する高校に相談してください。

問4 転入学の特別措置で高知県立高等学校へ転入学するためには、どのような手続きが必要ですか。

回答 転入学を希望する方が、高知県教育委員会に転入学願書を提出するだけです。面接の日時や場所については、高知県教育委員会から出願された方に直接連絡し、調整します。

なお、転入学願書は、高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに、平成28年熊本地震に係る転入学の特別措置の実施要項として掲載しています。

問5 転入学をするに当たって試験はありますか。

回答 この転入学の特別措置は、被災地域の生徒の就学機会を確保するための措置ですので、一般的な転入学で行われる転入学試験は実施せず、柔軟に対応したいと考えています。

問6 一家転住でなければ、転入学することができませんか。

回答 できます。今回は特別措置ですので、祖父母や親せきの方など高知県在住の方が保証人となれば、転入学することができます。

また、高知県には保証人となってくれる方がいない場合にも、高等学校課に相談してください。

問7 入学手数料や入学金について、補助制度はありますか。

回答 入学手数料と入学金については、不徴収とします。

問8 一時的な転入学に対して、教科書や教材の補助制度はありますか。

回答 教科書につきましては、現在、高校にある教科書等の活用も含めて、その対応を検討していきます。

また、奨学金等の活用も考えられますので、高等学校課に相談してください。